

九十九里町

学校規模適正化・適正配置基本方針

令和 4 年 11 月

九十九里町教育委員会

○はじめに

近年、日本の出生数は減少し、急速な少子化の進行から全国的に学校規模の縮小が進んでいます。このような状況から、特に小規模化が進む学校においては、児童生徒が集団で多様な考えに触れ、切磋琢磨することで思考力、判断力、問題解決能力などを養い社会性や規範意識を身に付けられる環境や機会への影響が懸念されています。

九十九里町においても、児童生徒数が年々減少するなか、学校規模も大きく変化しており、学校運営における平等性の確保、さらには ICT 化・グローバル化といった社会情勢の変化に対応した効果的な教育活動の維持など、将来を見据えた持続性のある良好な教育環境を整えていくために、発展的に考える必要があります。

社会が大きく変化する中、子どもたちが基礎的な学力の向上はもとより、自ら学び、考え、行動し社会に柔軟に対応できる「生きる力」を身につけていくためにより良い教育環境の整備と教育の質の一層の充実を図ることは、社会にとって重要な責務です。

こうしたなか、九十九里町教育委員会では、児童生徒数の推移を踏まえ、幅広い見地から今後の方向性を見出すため、令和2年3月に九十九里町学校のあり方検討委員会を設置し、本町の学校の将来を展望した学校のあり方について諮問をしました。

学校のあり方検討委員会では、町内の各学校の現状について、理解を深めながら慎重に協議及び検討を重ね、協議結果について令和3年12月に九十九里町立小中学校の適正規模・適正配置に関する提言として取りまとめていただきました。

学校のあり方検討委員会からの提言を十分に尊重しながら、次代を担う九十九里町の子どもたちにより良い教育環境を提供していくため、九十九里町学校規模適正化・適正配置基本方針を策定しました。

令和4年11月

九十九里町教育委員会

目 次

第1章 基本方針策定にあたって	1
1. 基本方針策定の趣旨	1
2. 町がめざす学校教育	1
第2章 町の概要	2
1. 位置・地勢	2
2. 町の人口推移	2
第3章 学校の概要	3
1. 学校の位置・通学区域	3
2. 児童生徒数(令和4年5月1日現在)	4
3. 児童生徒数の推移	4
4. 児童生徒数の予測(令和10年度)	5
第4章 学校の適正規模・適正配置の考え方	6
1. 国の動向	6
2. 適正な学校規模の考え方	6
3. 複式学級の概要	8
4. 学校の小規模化の影響及び学校規模適正化の効果	9
5. 九十九里町における適正な学校規模	11
6. 学校の配置について	12
7. 通学手段の確保	12
第5章 適正化の基本方針	15
1. 九十九里町学校のあり方検討委員会の提言概要	15
2. 九十九里町学校規模適正化・適正配置基本方針	16
3. 今後のスケジュール	18

第1章 基本方針策定にあたって

1. 基本方針策定の趣旨

全国的に少子高齢化が進み、当町においても児童生徒数は年々減少しており、今後も減少が見込まれています。児童生徒の減少は、学校の小規模化を進展させ、複式学級をはじめ教育環境へ様々な影響を及ぼします。

こうしたなか、町教育委員会では、児童生徒数の推移を踏まえ、幅広い見地から今後の方向性を見出すため、令和2年3月に九十九里町学校のあり方検討委員会を設置し、本町の学校の将来を展望した学校のあり方について諮問をしました。

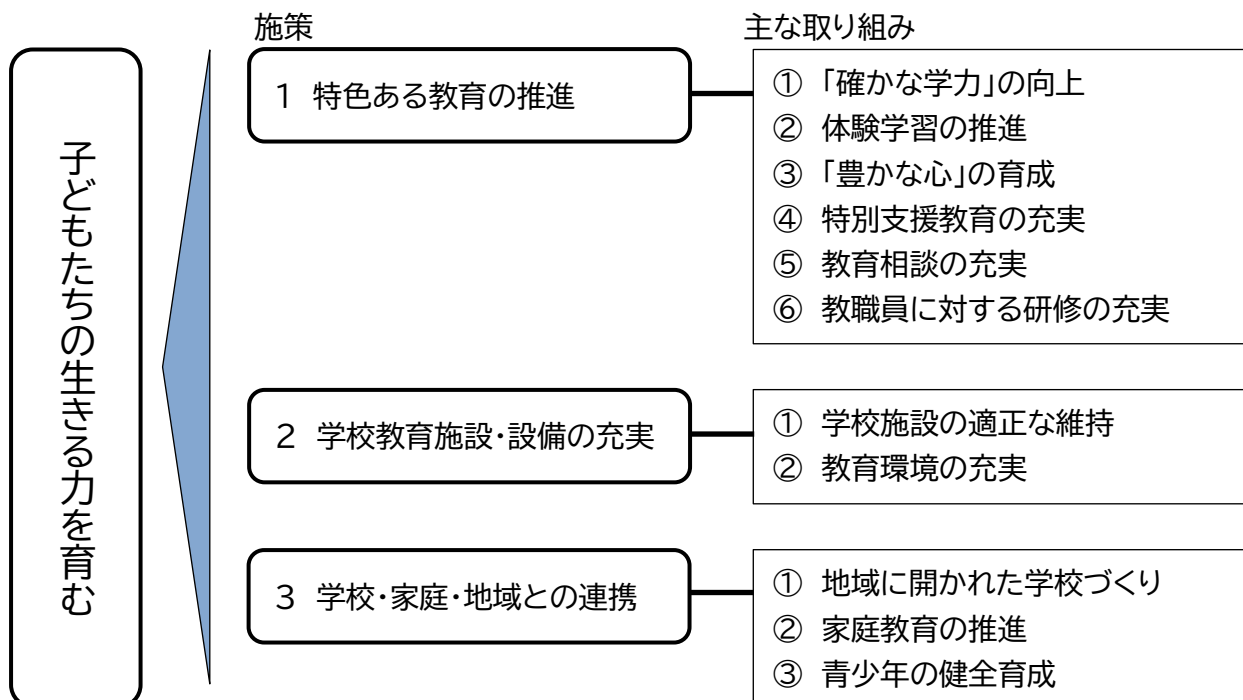
町は、学校のあり方検討委員会からの提言を尊重し、将来を担う子どもたちの教育効果を第一に考え、当町の教育目標である「生きる力」を育むことができる教育環境の実現を目指すため「九十九里町学校規模適正化・適正配置基本方針」を策定するものです。

2. 町がめざす学校教育

本町では、町の将来像として「人、自然、風土を力に未来に広がる海浜文化都市 九十九里」と掲げた「第5次九十九里町総合計画」の実現に向けて各種施策を実施しております。

教育分野では、子どもたちの基礎的な学力の向上はもとより、自ら学び、考え、行動することができるよう「生きる力を育む」、また、人や自然に対する思いやり、郷土を愛する心を養うため小中学校における教育環境の充実に学校・家庭・地域と連携し取り組んでおります。

【第5次九十九里町総合計画】

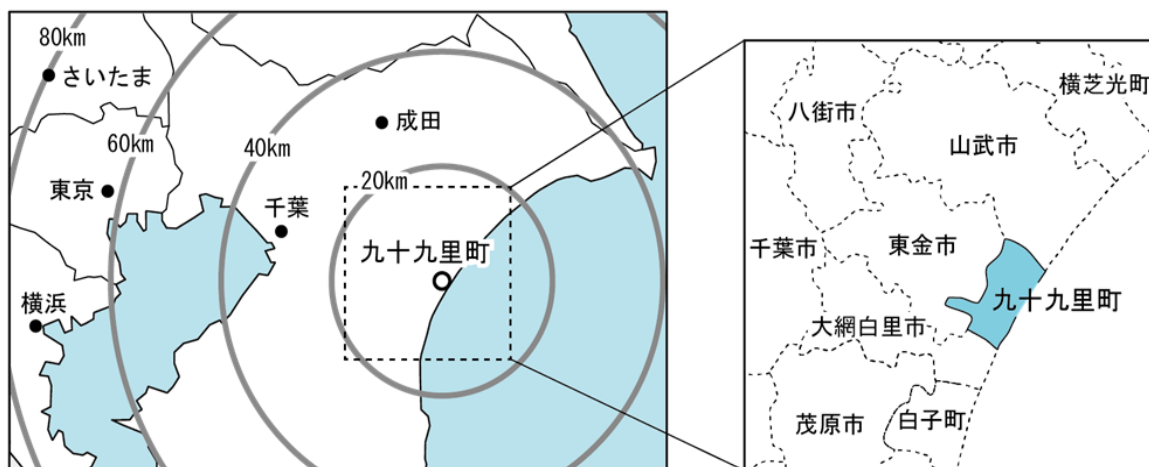


第2章 町の概要

1. 位置・地勢

本町の面積は 24.44 km²、県の東部、九十九里浜のほぼ中央に位置します。北は、山武市、西は東金市、南は大網白里市に接し、東は九十九里浜で太平洋に面しています。町域のほとんどは標高2～5mの平坦な海岸平野で、町の北部と南部を太平洋へと注ぐ作田川と真亀川が流れ、あふれる太陽と黒潮がもたらす温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。

【九十九里町の位置】



2. 町の人口推移

本町では平成9年(21,084人)をピークに人口減少が続いており、令和4年4月1日現在の人口は14,835人で、年少人口(0～14歳)は1,061人(7.2%)、生産年齢人口(15～64歳)は7,633人(51.5%)、高齢人口(65歳以上)は6,141人(41.4%)と少子高齢化が進んでおります。

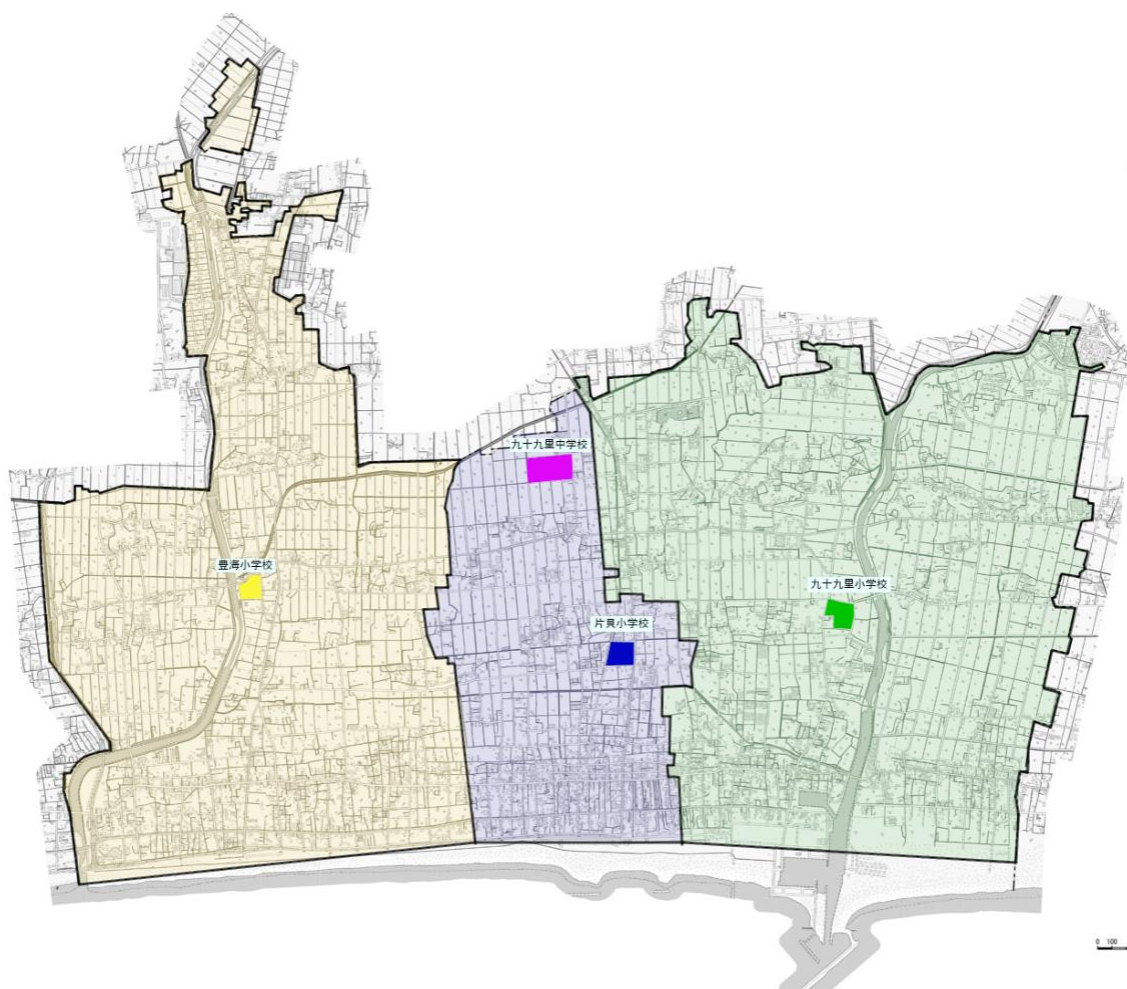
年	町の人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		高齢者人口 (65歳以上)	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
H9	21,084	3,197	15.2%	13,757	65.2%	4,130	19.6%
H14	20,759	2,659	12.8%	13,483	65.0%	4,617	22.2%
H19	19,677	2,148	10.9%	12,575	63.9%	4,954	25.2%
H24	18,319	1,789	9.7%	11,258	61.6%	5,272	28.7%
H29	16,607	1,413	8.5%	9,243	55.7%	5,951	35.8%
R4	14,835	1,061	7.2%	7,633	51.5%	6,141	41.4%

資料：千葉県年齢別・町丁字別人口調査(4月1日)

第3章 学校の概要

1. 学校の位置・通学区域

中学校	小学校	通学区域
九十九里中学校	豊海小学校	真亀丘、真亀納屋、真亀新田、不動堂丘、不動堂納屋、西野丘、西野納屋、下貝塚丘、下貝塚納屋、藤下丘、藤下納屋、細屋敷丘、細屋敷納屋、粟生丘、粟生新田、粟生納屋、宿
	片貝小学校	法久、川間、水神山、北増、中新田、中里、下モ谷、下夕谷、中央、屋形、須原、西の下
	九十九里小学校	西、高畑、前里、新生、北南北新田、北の下、田中、荒生、荒生納屋、小関丘、大榎、八川、渋川、小関納屋、本郷、伊予坊、新堀、新地、荒場、田向、下谷、中谷、山中、北川岸、中川岸、南川岸



2. 児童生徒数(令和4年5月1日現在)

【小学校児童数】

(令和4年5月1日現在)

学 校 名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	児童数合計	
	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	通常学級 (学級数)	特別支援 (学級数)
片貝小学校	22 (1)	20 (1)	24 (1)	23 (1)	30 (1)	18 (1)	137 (6)	7 (2)
豊海小学校	25 (1)	29 (1)	32 (1)	35 (1)	31 (1)	37 (2)	189 (7)	8 (2)
九十九里小学校	22 (1)	22 (1)	15 (1)	14 (1)	27 (1)	19 (1)	119 (6)	5 (2)
合 計	69 (3)	71 (3)	71 (3)	72 (3)	88 (3)	74 (4)	445 (19)	20 (6)

【中学校生徒数】

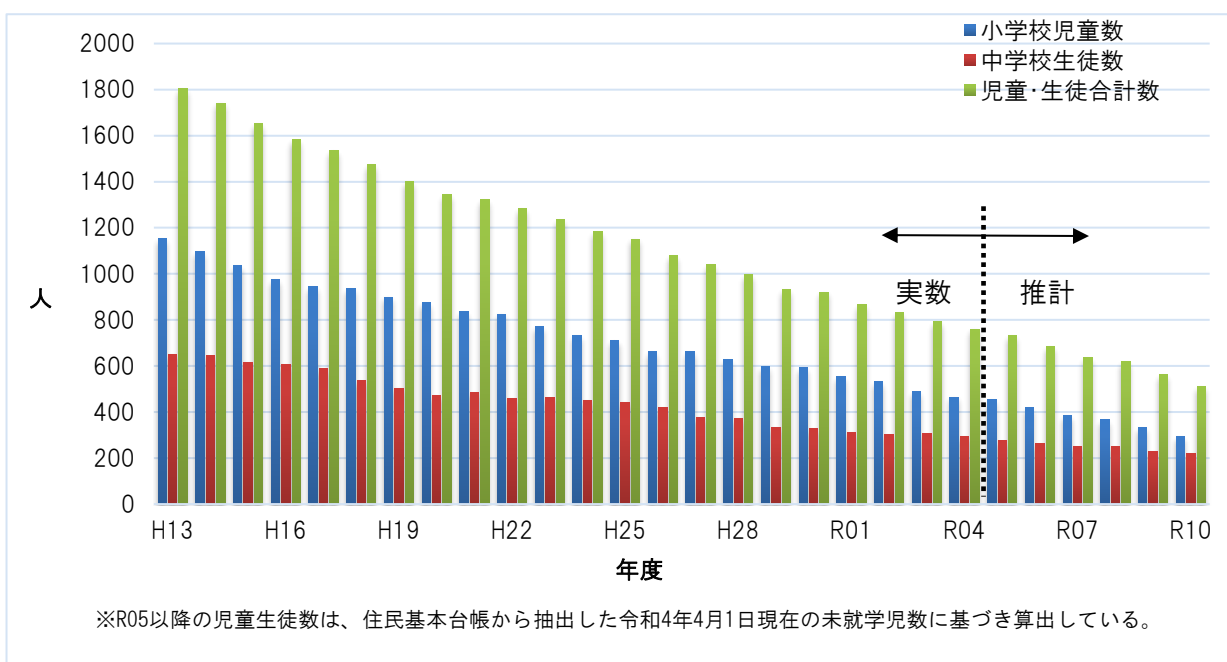
(令和4年5月1日現在)

学 校 名	1年生	2年生	3年生	児童数合計	
	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	通常学級 (学級数)	特別支援 (学級数)
九十九里中学校	87 (3)	105 (3)	95 (3)	287 (9)	8 (2)

3. 児童生徒数の推移

児童生徒数については、平成13年度に1,803人(小学校児童数1,153人、中学校生徒数650人)でしたが、毎年平均50人程度が減少し平成23年度には、総数1,234人(小学校児童数770人、中学校生徒数464人)に、令和4年現在では、総数760人(小学校児童数465人、中学校生徒数295人)となり平成13年度と比較し約58%減少しております。

なお、減少傾向は今後も続くことが予想され、令和10年度の児童・生徒の総数は、511人(小学校児童数292人、中学校生徒数219人)になることが見込まれます。



4. 児童生徒数の予測(令和10年度)

令和10年度の児童生徒数の予測について、令和4年4月1日現在の住民基本台帳の未就学児数に基づき算出すると以下のとおりとなります。

なお、予測値については、転出等の減少率や就学区域の変更等は考慮しておりません。

また、学級編成基準は法令等が示す現行の運用制度を基本としながら、一方で、地域事情の変化等、必要に応じて検討する等とした弾力的運用を行うことが適当であると考えます。

【小学校児童数】

(令和10年度予測値)

学 校 名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合 計
	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)
片貝小学校	11 (1)	7 (1)	18 (1)	10 (1)	18 (1)	17 (1)	81 (6)
豊海小学校	12 (1)	17 (1)	23 (1)	22 (1)	27 (1)	24 (1)	125 (6)
九十九里小学校	8 (1)	13 (1)	16 (1)	15 (1)	15 (1)	19 (1)	86 (6)
合 計							
※()法令による学級数	31 (1)	37 (2)	57 (2)	47 (2)	60 (2)	60 (2)	292 (11)

【中学校生徒数】

(令和10年度予測値)

学 校 名	1年生	2年生	3年生	合 計
	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)
九十九里中学校				
※()法令による学級数	71 (2)	71 (2)	77 (2)	219 (6)

第4章 学校の適正規模・適正配置の考え方

1. 国の動向

国においては、少子化等の進行等を踏まえ、平成27年1月に文部科学省より、「公立小学校・中学校の適正規模・適正措置等に関する手引」(以下「国の手引」という。)が作成され、各学校設置者が地域の実情に応じた学校教育のあり方や学校規模を主体的に検討するための基本的方向性や留意点等が示されました。

適正な学校規模の考え方について、国の法令や国の手引では、次のとおりとしています。

2. 適正な学校規模の考え方

(1) 国の法令

○学校教育法施行規則

- ・小学校、中学校ともに、12～18学級を標準としています。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

- ・12～18学級を適正な学校規模としています。

- ・学校を統合する場合は、12～24学級までを適正な学校規模としています。

(2) 国の手引

○小学校

- ・複式学級を解消するため、少なくとも1学年1学級以上であることが必要であるとしています。

- ・クラス替えや同学年に複数の教員を配置する必要性等から、1学年2学級以上(12学級以上)が望ましいとしています。

○中学校

- ・クラス替え等を可能とするため、1学年2学級以上であることが必要であるとしています。

- ・免許外の指導をなくすためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいとしています。

《学校規模の標準を下回る場合の対応の目安》

【小学校】

区 分	普 通 学級数	規 模	対 応	
小規模校	過少	1～5	複式学級が存在する	教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
		6	クラス替えができない	教育上の課題があり、学校全体及び各学年の児童数も勘案し、児童数が少ない場合は特に課題が大きいことから、学校統合等により、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
		7～8	全学年ではクラス替えができない	学校全体及び各学年の児童数を予測し、今後の教育環境のあり方を検討する。
		9～11	半分以上の学年でクラス替えができる	
適正規模校	12～18	クラス替えができる	—	

【中学校】

区 分	普 通 学級数	規 模	対 応	
小規模校	過少	1～2	複式学級が存在する	教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
		3	クラス替えができない	
		4～5	クラス替えができない学年がある	教育上の課題があり、学校全体及び各学年の児童数も勘案し、児童数が少ない場合は特に課題が大きいことから、学校統合等により、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
		6～8	全学年ではクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる	学校全体及び各学年の生徒数を予測し、今後の教育環境のあり方を検討する。
	9～11	全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置、免許外指導の解消が可能である		
適正規模校	12～18	クラス替えができ、専任の教科担任の配置ができる	—	

3. 複式学級の概要

(1) 複式学級とは

- ・2つ以上の学年で構成される学級。
- ・直接指導と間接指導(※)を組み合わせで指導する。

※間接指導

一方の学年に教師が直接指導しているとき、他方の学年に学習の進め方を事前に理解させ、児童達だけで学習を進めさせることをいいます。

(2) 複式学級の編成基準

種別	分類	児童生徒数
小学校	1年生を含む場合 (1～2年生の複式学級)	8人以下(1年生・2年生の合計)となる場合 ※連続する学年以外で編成する場合、各学年のいずれかの児童数が4人を超えるときは複式学級としない。
	1年生を含まない場合 (2年生以上の複式学級)	16人以下(引き続く学年の)となる場合 ※連続する学年以外で編成する場合、各学年のいずれかの児童数が8人を超えるときは複式学級としない。
中学校	8人以下(引き続く学年の合計)となる場合 ※引き続く学年が1年生と3年生の場合、いずれかの生徒数が4人を超えるときは複式学級としない。	

(根拠: 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)

(3) 複式学級の課題

- ・教員に特別な技術指導が求められる。
- ・複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きくなる。
- ・単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。
- ・実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
- ・兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある。

4. 学校の小規模化の影響及び学校規模適正化の効果

学校の小規模化が進行する中で、その影響等について整理し、児童生徒が確かな学力や社会で活躍する力を身につけていくための必要な教育環境づくりに向けた対応策を講ずることが必要です。

(1) 学校規模の小規模化の影響

ア 学習面

- ・集団の中で多様な考え方に触れたり、切磋琢磨したりする機会が少なくなる。
- ・運動会(体育祭)、合唱祭、体験学習、修学旅行等の学校行事で、集団ならではの一体感や集団の中で社会性を育む機会が減り、十分な教育効果が得られない場合がある。
- ・グループ学習や習熟度別学習など、多様な学習形態での学習が実施しにくくなる。
- ・小学校では、理科や音楽などの専科教員による指導を受けられない場合がある。
また、中学校では、教科によって専門の教員による指導を受けられない場合がある。

イ 生活面

- ・クラス替えができないことから、人間関係や相互の評価等が固定されやすく、人間関係につまずいた時に関係修復が困難になる。
- ・小学校のクラブ活動や中学校の部活動では数が限られ、希望するクラブ活動や部活動が開設できなかったり、選択できなかったりする場合がある。
- ・1学年1学級の場合、同じ学年の中で共に努力してより良い学級集団をめざすといった学級間の相互啓発が難しくなる。
- ・学級内の男女比が極端に偏る場合がある。

ウ 学校運営面

- ・教職員が少ないため、年齢構成や経験等、バランスの取れた教職員の配置が難しい場合がある。
- ・学年の担当や教科の担当が1人しかいない場合、同学年や教科ごとの教員同士による学習指導や、生徒指導等についての相談や協力等が難しくなる。また、教員相互の実践研究等が深まりにくくなる。
- ・教員1人が担当する校務分掌の数が多くなり、負担が大きくなる。
- ・教員が出張・研修で外出する際、他の教員が代わりに授業が行うことが難しい場合がある。

エ その他

- ・PTA活動等における保護者の負担が大きくなる傾向がある。

(2)学校規模適正化で見込まれる効果

- ア 学校の小規模化は、上述のとおり多様な課題があり、学校規模の適正化を図ることにより、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る上で必要なグループワーク、集団による討論等や習熟度別学習などの学習が可能になることから、学力の一層の向上が期待される。
- イ 集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨する中で、向上心や社会性、コミュニケーション能力などを育むことにより、児童生徒1人ひとりの資質と能力を伸ばし、社会で活躍する力を身に付けることができると考えられる。
- ウ 学校規模適正化を図り学校統合をした場合、維持管理等に係るコストを低減することができ、社会情勢に応じた施設整備(バリアフリー等)や多様な学習形態への対応(ICT機器等)等、教育予算の効果的活用が見込める。

5. 九十九里町における適正な学校規模

(1) 九十九里町の学校規模の状況

現在の小学校3校、中学校1校を『適正な学校規模の考え方』による学校規模別に分類すると、下表のとおりとなります。

小学校の普通学級数は、令和4年度から令和10年度までの間に、豊海小学校で1学級減少し、3校とも小規模校(6学級)になる見込みです。また、中学校の普通学級数は、3学級減少する見込みです。

【小学校】

年 度	区 分	小規模校			適正規模校
		過 小	6学級	7～11学級	
	普通学級数	1～5学級			12～18学級
令和4	現状 (19)		片貝小学校(6) 九十九里小学校(6)	豊海小学校(7)	
令和10	推計 (18)		片貝小学校(6) 豊海小学校(6) 九十九里小学校(6)		

※令和10年度の学級数には、学区外就学者数は含まない。

【中学校】

年 度	区 分	小規模校				適正規模校
		過 小	4～5学級	6～8学級	9～11学級	
	普通学級数	1～3学級				12～18学級
令和4	現状 (9)				九十九里中学校 (9)	
令和10	推計 (6)			九十九里中学校 (6)		

(2)本町における適正な規模の考え方

本町の小学校において、現在3小学校はすべて小規模校に該当する状況にあり、令和10年度の予測でも小規模校である見込みです。

このことから、本町として小学校の適正規模について、以下のとおり示します。

<小学校適正規模>

12学級以上の学校規模であれば、全学年でクラス替えができる学校規模になることから、国の法令や国の手引に沿った標準を、本町の小学校にも当てはめることが適当であると考えます。

6. 学校の配置について

学校を配置する位置に関しては、通学時の安全はもとより、防災面から被災の可能性が限りなく小さいと考えられる地域であることや保護者の負担や地域との関係性も考慮しなければなりません。

これらに加えて、小学校から中学校への円滑な進学を目的とした小中学校での児童生徒間の交流活性化や教師間の連絡体制強化等を図れる利点を考慮すると、現在の九十九里中学校の敷地内または近接地に新たに小学校を開設することが望ましいと考えられる。

7. 通学手段の確保

学校の統合による学校規模適正化の実施に伴い、通学経路や通学距離、通学時間、通学手段等の通学条件が変更となります。

このため、児童生徒の負担や安全に配慮するとともに、地域間の公平性等にも配慮し、通学支援の基本的な考え方を次のとおりとします。

(1)通学支援の基本的な考え方

国の法令や手引では、通学距離は小学生では概ね4km以内、中学生では概ね6km以内が適正とされ、また通学時間については、概ね1時間以内が適正とされています。

本町では、上記の通学距離・時間を基準とし、状況に応じて通学支援を行うこととします。

なお、現状すべての中学生生徒に対しては、適正な通学距離・時間内であることから通学支援の対象としないこととします。

適正な通学距離	(小学生)概ね4km以内 (中学生)概ね6km以内
適正な通学時間	(小・中学生)概ね1時間以内

(2)通学支援の検討

適正な通学距離・時間を超える場合の通学支援の方策については、以下のとおりです。

ア. 公共交通利用者への支援

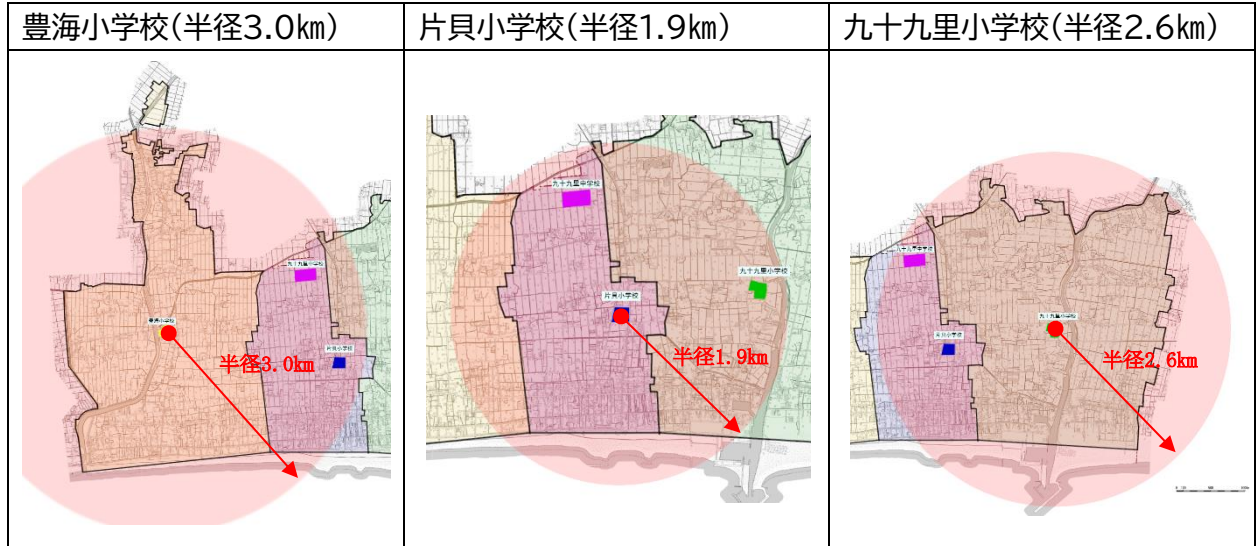
小学生児童の通学距離が、概ね4kmを超える場合で、公共交通を利用した通学が可能である場合については、利用運賃に対する支援を行う。

イ. スクールバスの運行による支援

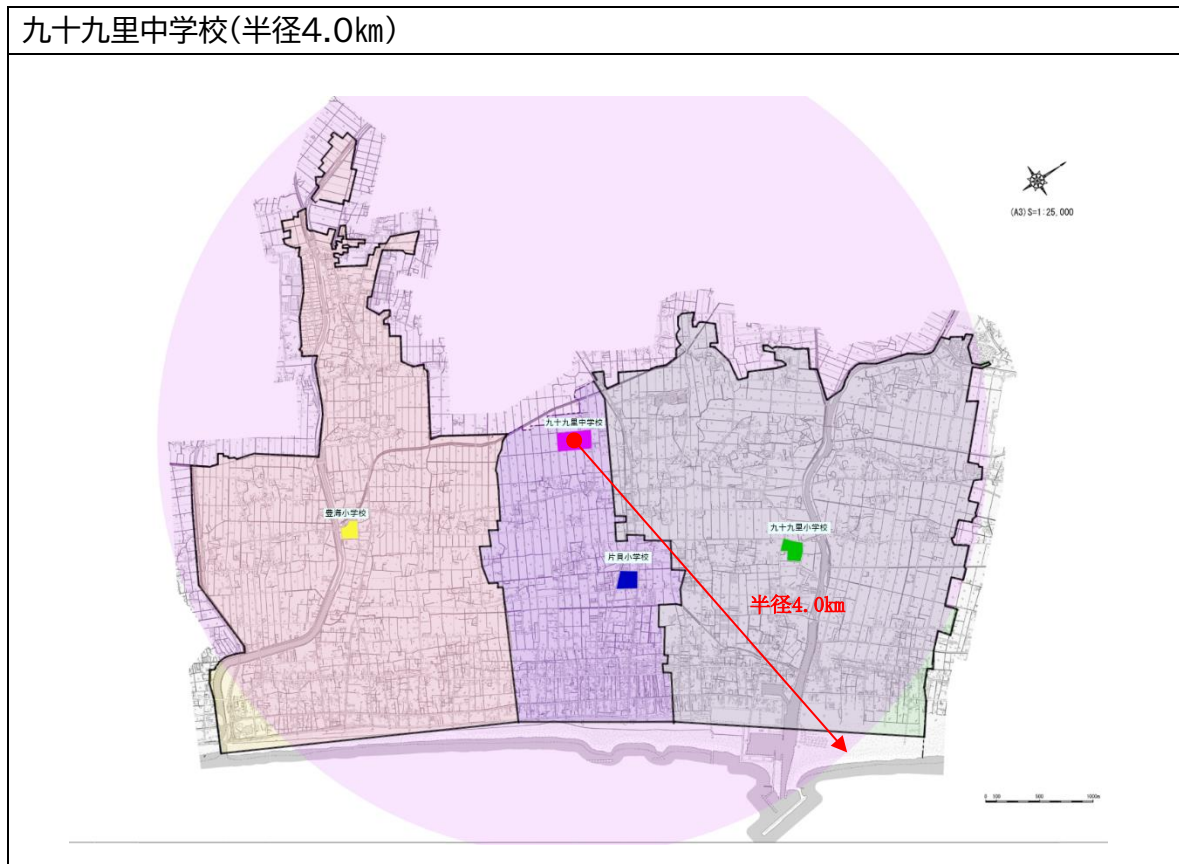
小学生児童の通学距離が、概ね4kmを超える場合で、公共交通を利用した通学が困難である場合については、スクールバスを運行し通学支援を行う。

(※参考資料)

1. 現在の小学校からの通学距離最長直線距離を示す。



2. 中学校を起点とし、直線距離で小学生の適正通学距離4kmを示す。



第5章 適正化の基本方針

1. 九十九里町学校のあり方検討委員会の提言概要

九十九里町学校のあり方検討委員会は、学識経験者、学校長、こども園園長、児童生徒の保護者、地域住民の代表計16名で組織され児童・生徒が減少する小中学校の適正規模など九十九里町の将来を見据えた学校の在り方について、議論や現地視察を重ねながら検討してまいりました。

とりわけ、小学校の統合方法や開設場所の選定などの教育環境については、メリット・デメリットなど様々視点から検討し、提言をまとめていただきました。

《提言内容》

提言(令和3年12月8日 提出)	
1	九十九里町立小学校の統合を進め、適正化を図ることとする。
2	九十九里町立小学校は、令和10年4月を目途に統合し、新たな小学校の位置は、九十九里町立九十九里中学校隣接地とする。
3	統合したのち、児童の通学は、スクールバスを運行し対応する。
4	学校施設に併設し、図書館・博物館等の文化施設を建設する。
5	災害に強い学校施設を建設する。

2. 九十九里町学校規模適正化・適正配置基本方針

九十九里町立小学校の統合を進めるにあたっての方針を次のとおりとする。

(1)基本方針

豊海小学校・片貝小学校・九十九里小学校の3小学校を統合することを目指します。

現在、3小学校19学級中、17学級でクラス替えができない状況であり、集団の中で多様な考え方に触れたり、切磋琢磨したりする機会が減ってきている。また、今後の児童生徒数の推計では近い将来、複式学級を有する小規模校も懸念され、小学校統合は避けられない状況と考えられる。

これらの状況及び学校のあり方検討委員会の提言を踏まえ、現在の豊海小学校・片貝小学校・九十九里小学校を1つの小学校へ統合することを目指します。

(2)統合時期

令和10年4月の統合を目指します。

小学校統合の時期については、学校のあり方検討委員会の提言にもあるように、想定以上に人口減少が進んでおり、少子化にも拍車がかかっている中、複式学級を有する小規模校となる前に実現するためにも、令和10年4月の統合を目指します。

(3)統合場所

現在の九十九里中学校の敷地内又は隣接地に新たな小学校の開設を目指します。

小学校の統合場所については、学校のあり方検討委員会の提言にもあるように、現在の九十九里中学校近接地に学校施設を集約し、小中学校間の連携体制を強化し、教育環境の充実が見込める。

また、現在の3小学校が津波及び洪水の浸水想定区域内に位置していることから、区域外になる九十九里中学校近接地に開設することで子どもたちの安全を確保することが見込める。

以上のことから、新たな小学校を九十九里中学校の敷地内又は隣接地に開設することを目指します。

(4)通学支援

学校の統合に伴い、遠距離通学になる児童を対象にスクールバス等による通学支援の実施を目指します。

学校を統合した場合、通学において、国の示す適正な通学距離・時間を超える事例が予測されます。学校のあり方検討委員会の提言にもあるように、基準となる通学距離・時間を超える児童を対象に、スクールバスの導入・運行を基本とした通学支援事業を展開します。

(5)文化施設の建設

図書館等の文化施設を学校施設に併設することを検討します。

学校の適正規模・適正配置の趣旨とは異なりますが、学校のあり方検討委員会の提言にあるように、図書館等の文化施設を併設し、子どもからお年寄りの方まで幅広い世代が交流できる場所の創設を検討します。

(6)災害に強い学校施設

学校の統合に伴い、災害に強い学校づくりを目指します。

学校施設は、教育施設としてだけでなく町の防災拠点としての役割も担っております。津波・洪水の被災リスクを軽減するため、統合後の学校を浸水想定区域外に配置するとともに、施設に対しては十分な耐震施工及び非常用発電設備等の対策を講じ災害に強い学校づくりを目指します。

(7)閉校となる学校施設の取扱い

学校施設は、本来の学校機能のほか避難所やスポーツ振興・地域コミュニティの場として、様々な目的で利活用されていることから、学校統合により大きな影響を生じる可能性があります。

このため閉校となる学校施設の取扱いについては、関係機関などと連携・協議を図りながら進めてまいります。

3. 今後のスケジュール

